

議案第 21 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町有財産条例の一部改正)

第1条 木古内町有財産条例（昭和36年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条第2項中「督促手数料及び」を削り、「次のとおり」を「所定の納付期日の翌日から納付の日の当日までの期間に応じ、未納額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額」に改め、同項各号を削る。

(木古内町税条例の一部改正)

第2条 木古内町税条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第21条 削除

(木古内町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正)

第3条 木古内町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和36年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

(木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 木古内町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(木古内町介護保険条例の一部改正)

第5条 木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「手数料」を削り、同条第2項を削る。

(木古内町道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 木古内町道路占用料徴収条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(占用料の督促)」に改め、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に督促状の発付を受けているものの督促手数料については、なお従前の例による